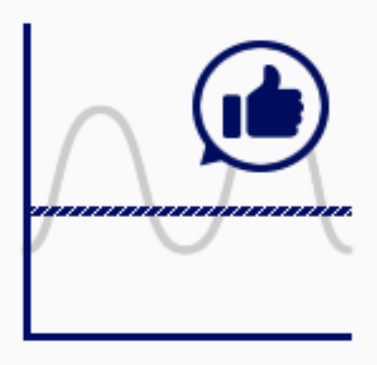


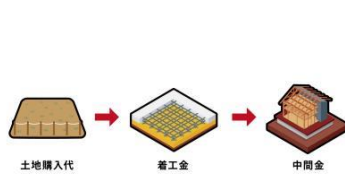
ずっと固定金利の
住宅ローンだから、
ずっと先まで見通せる。



お借入れ時に返済終了までの借入金利と返済額が確定するため、長期にわたるライフプランが立てやすくなります。

さ
ら
に

提携ローンとの組み合わせで、
あらゆる資金ニーズに対応できます



つなぎ融資



太陽光発電



家具・家電



リフォーム



引っ越し代



解体工事



外構工事

その他

印紙代、建築確認・検査費、仲介手数料、浄化槽、修繕積立基金、融資手数料、火災／地震保険料、司法書士報酬、仮住まい費用、管理準備金、固定資産税・都市計画税（初年度）、登録免許税、住宅建築資金（フラット上限超過分）、造成・地盤改良、設計費、売却損

カシワバラ・アシストは
住宅ローン専門の金融機関です

カシワバラ・アシストは独立行政法人住宅金融支援機構の委託を受けた金融機関です。
お客様の実情に合った内容のお借入れを実現し、35年間お支払いをサポートいたします。

住宅ローンご融資件数実績
10万件
2025年3月末現在

住宅ローンご融資金額実績
1.6兆円
2025年3月末現在

住まいの
購入を
手助けする。

企業情報

会社名
東京本社
関西支社
福岡営業所
設立
資本金
登録番号
社員数
代表取締役社長
事業内容
営業エリア
URL
TEL
指定紛争解決機関

株式会社カシワバラ・アシスト
〒108-0075
東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス18階
〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満五丁目14番10号
梅田UNビル 12階
〒812-0038
福岡市博多区祇園町1番40号
大樹生命福岡祇園ビル3階
2004年9月1日
8億円
関東財務局長(7)第01433号
日本貸金業協会会員 第002761号
114人（2025年3月末現在）
岡崎 紀史
1.金銭の貸付並びに金銭債権の売買業務
2.信用保証業務並びに信用調査業務
3.生命保険の取次ぎ並びに損害保険の代理業務
4.不動産の鑑定、売買、仲介、並びに管理業務
5.販売促進に関する情報、資料の収集、企画及び販売
6.販売促進のためのコンサルタント業務
7.支払金の請求事務の代行その他貸金の受払いに関する業務の代行並びに有価証券及び信託受益権の保有及び売買
8.銀行代理業
9.前各号に付帯する一切の業務
全国
https://www.kashiwabara-assist.co.jp
03-5782-7930（代表）

名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター
所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号 0570-051-051 または 03-5739-3861
受付時間 月曜～金曜日 9：00～17：00（祝日及び年末年始を除く）

カシワバラグループ

あらゆる世界に、カシワバラ。カシワバラは、さまざまな「世界」を作ることができるグループです。土地を探すことから始め、建物を建て、集う人たちの暮らしを、あらゆる面から支えていく。困難な壁があったとしても、「できる」と信じる者が集まり、グループで一丸となって、またひとつ世界を作っていく。時代の変化とともに、カシワバラの領域も広がっていきます。



Kashiwabara Corporation



Kashiwabara Assist



Kashiwabara Ground



Kashiwabara Days



Kashiwabara Connect



Kashiwabara Site



Kashiwabara Compass



Kashiwabara Engineering Indonesia



Kashiwabara Myanmar



Kashiwabara Partner



Originaltext



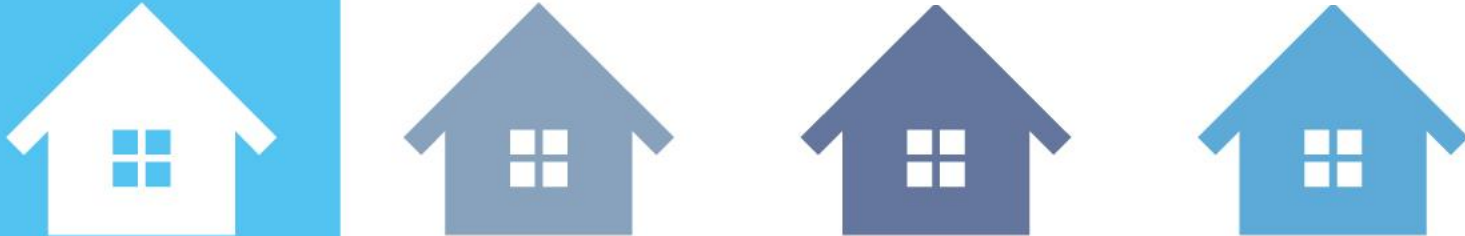
TOKYO GUMI

ご利用の際は、契約内容をよくご確認ください。
審査の結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合もございます。貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

2025年5月改訂



～ カシワバラ・アシストは住宅ローン専門の金融機関です ～



商品概要

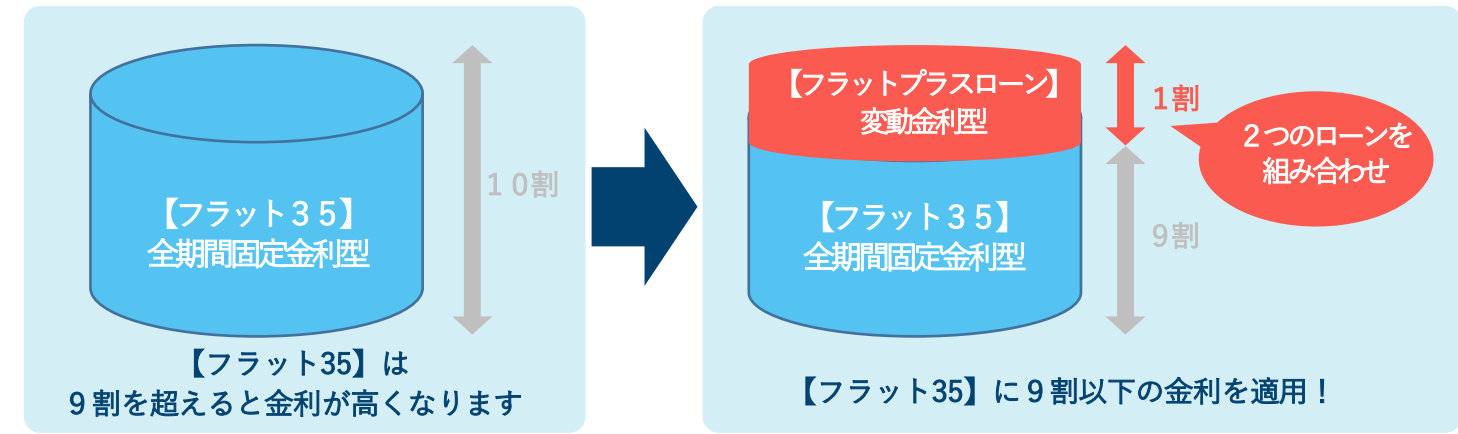
商品について
詳しくみる



【フラットプラスローン】

【フラット35】は、**建築費または購入価額の9割を超える借り入れは、9割以下の借り入れと、金利が異なります。**

【フラットプラスローン】との組み合わせにより、【フラット35】は、**9割以下に対する金利で借り入れることが可能となります。**



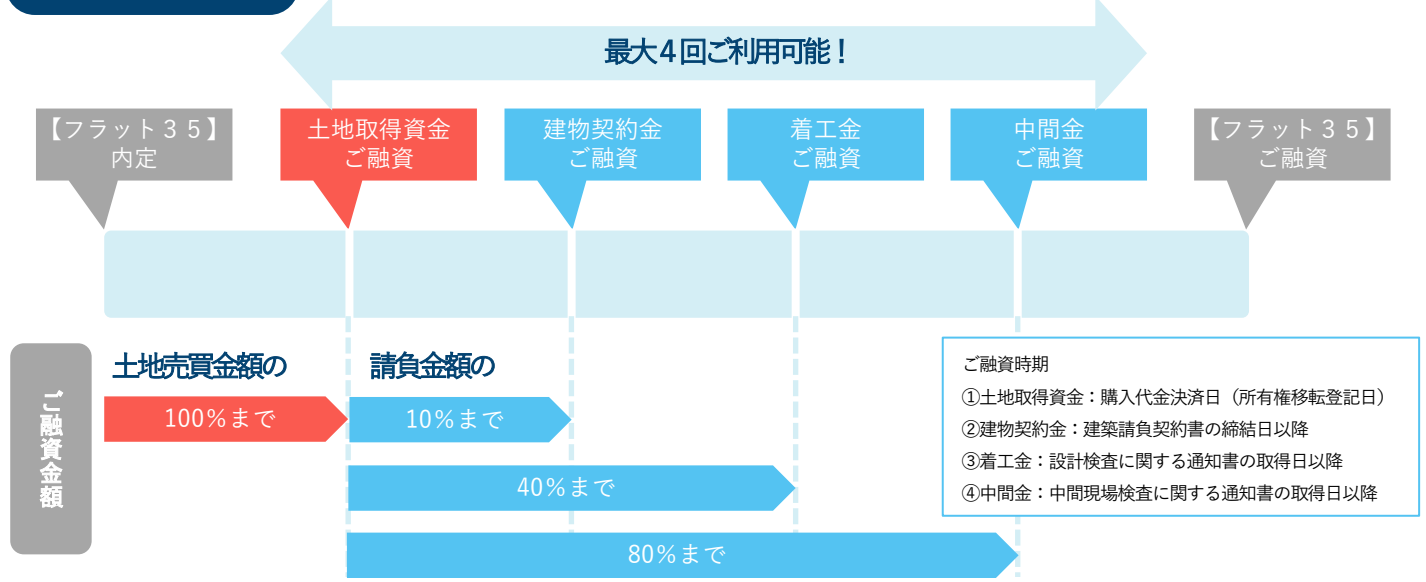
お手続きの流れ



【フラット35】つなぎローン

【フラット35】の融資内定金額以内で、**土地取得資金、建物契約金、着工金、中間金を最大4回に分けて【フラット35】つなぎローンをご利用いただけます。**

ご融資の流れ



商品概要

商品について
詳しくみる



	【K.Assistフラット35】	【K.Assistフラットプラスローン】	【K.Assistフラット35】 つなぎローン
申込要件	次の条件をすべて満たす方 (1)申込時の年齢が満70歳未満かつ約定完済時年齢が満80歳未満の方(親子リレー返済を利用される場合は満70歳以上の方でも申込みいただけます。) (2)安定した収入のある方 (3)日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方 (4)年収に占めるすべての借入(住宅ローンを含む)の年間合計返済額の割合(＝総返済負担率)が次の基準を満たす方 年収400万円未満:30%以下 400万円以上:35%以下 (5)以下の①から④までのすべての要件に当てはまる方ひとりの収入を合算することができます。 ①申込みご本人の親、子、配偶者など ②申込時の年齢が満70歳未満の方 ③申込みご本人と同居する方 ④連帯債務者になる方 ※借入対象となる住宅またはその敷地を共有する場合は、申込みご本人が共有持分を持つなどの要件があります。 【借換えの場合】 借換対象となる住宅ローンの債務者と借換融資の申込人が同一であり、申込時においての返済実績が1年以上で、かつ直近1年間(12回分)の返済状況が良好な方	次の条件をすべて満たす方 (1)当社の【フラット35】等に 申込みいただいた方で (2)当社の【フラット35】等に 申込みいただいた方で住宅 金融支援機構の買取仮承認を 取得された方 (3)住宅金融支援機構の住宅 融資保険の利用が可能な方	次の条件をすべて満たす方 (1)当社の【フラット35】等に 申込みいただいた方で 住宅金融支援機構の 買取仮承認を取得された方 (2)住宅金融支援機構の住宅 融資保険の利用が可能な方
借入対象となる住宅	(1)住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅 (2)住宅の床面積が次の基準に適合する住宅 一戸建て、連続建ておよび重ね建て住宅の場合:70㎡以上 共同住宅(マンションなど)の場合:30㎡以上 ※敷地面積の要件はありません。		
資金使途	申込みご本人またはそのご親族の方がお住まいになる新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金または住宅ローンの借換えのための資金 ※購入資金には住宅金融支援機構が定める諸費用も含まれます。 ※セカンドハウスの建設・購入資金も含まれます。	申込みご本人またはそのご親族の方がお住まいになる新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金または住宅ローンの借換えのための資金 ※購入資金には住宅金融支援機構が定める諸費用も含まれます。 ※セカンドハウスの建設・購入資金も含まれます。 [対象外の資金使途] ※以下の条件に該当する場合は資金使途の対象外となります。 (1)住宅金融支援機構の財形住宅融資との併用 (2)抵当権が設定できない仮換地 (3)買戻権が登記されている場合 (4)転借地	住宅建築過程に必要な下記の資金 (1)土地取得資金 (2)建物契約金 (3)着工金 (4)中間金 (5)中古住宅購入資金 ※他社の【フラット35】等の「つなぎ資金」としては利用できません。 ※中古住宅購入資金は【フラット35】リノベ(リフォーム一体タイプ)を申込みした場合のみ「つなぎ資金」として利用できます。
借入額	100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額の100%以内となります。 ※土地取得費の借入を希望する場合は、その費用も建設費に含みます。 ※店舗・事務所などの非住宅部分は借入対象外となります。 【借換えの場合】 100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、住宅の建設費または購入価格の100%以内かつ「借換対象となる住宅ローンの残高」または「住宅金融支援機構による担保評価額の200%」のいずれか低い額までとなります。 ※原則として住宅取得時に生じた諸費用は含みません。 ※当初の住宅取得時の借入金額が8,000万円以下である必要があります。	50万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額の100%以内となります。 ※先行・分割交付は行っていない。 ※土地取得費の借入を希望する場合は、その費用も建設費に含みます。 ※店舗・事務所などの非住宅部分は借入対象外となります。	300万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、住宅金融支援機構の買取仮承認金額以内となります。 (1)土地取得資金 売買取引金額の100%以内 (2)建物契約金 請負契約金額の10%以内 (3)着工金 (2)との合計が請負契約金額の40%以内 (4)中間金 (2)(3)との合計が請負契約金額の80%以内 ※第1回目の「つなぎ資金」を利用する場合は、融資手数料など諸費用の一部を借入の対象とすることができます。
借入期間	15年(申込みご本人または連帯債務者が60歳以上の場合は10年)以上、かつ次の(1)または(2)のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります。 (1)「80歳」-「申込時の年齢(1年未満切上げ)」の年数 (2)35年 【借換えの場合】 15年(申込みご本人または連帯債務者が60歳以上の場合は10年)以上、かつ次の(1)または(2)のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります。 (1)「80歳」-「申込時の年齢(1年未満切上げ)」の年数 (2)「35年」-「住宅を取得した当初の住宅ローンの経過期間(1年未満切上げ)」の年数 (15年未満となる場合は、その年数が上限となります。)	1年以上35年以下で次の(1)または(2)のいずれか短い年数(1年単位)が上限となります。 (1)「80歳」-「申込時の年齢(1年未満切上げ)」の年数 (2)35年	第1回目の「つなぎ資金」の実行日から原則12か月以内で、かつ【フラット35】等の実行日までとなります。

商品概要

商品について
詳しくみる



	【K.Assistフラット35】	【K.Assistフラットプラスローン】	【K.Assistフラット35】 つなぎローン
借入金利	全期間固定金利(実行時の金利が適用) ※借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類などに応じて借入金利が異なります。	変動金利(実行時の金利が適用) ※実行後の金利見直しは、毎年4月1日(同年7月返済分から適用)と10月1日(翌年1月返済分から適用)の年2回となります。	固定金利 ※2回以上に分けて借入をする場合も第1回目の実行時の金利が適用されます。
返済方法	元利均等返済毎月払いまたは元金均等返済毎月払いを選択できます。 ※6か月ごとのボーナス返済も併用できます(借入額の40%以内[1万円単位])。	元利均等返済毎月払い ※6か月ごとのボーナス払い(お借入金額の40%以内 [1万円単位])も併用できます。	[元金] 元金据置一括返済 [利息] 元金返済日に一括の後払い ※期限一括返済(当社【フラット35】等の実行金による一括返済となります。)
口座引落日	毎月6日で、約定返済日は毎月14日です(金融機関が休業の場合は翌営業日)。	毎月6日で、約定返済日も毎月6日です(金融機関が休業の場合は翌営業日)。	
返済口座	全国の金融機関からご自由にお選びいただけます。(一部ご利用いただけない金融機関があります。)	【フラット35】等と同一の口座	
担保	借入対象となる住宅およびその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。 ※抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)を負担いただきます。	借入対象となる住宅およびその敷地に、当社を抵当権者とする第2順位の抵当権を設定していただきます。 ※抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)を負担いただきます。	原則不要(抵当権設定を求める場合があります。)
保証人	必要ありません。		【フラット35】等の申込みで、連帯債務者となる方は、連帯保証人になっていただく必要があります。
遅延損害金	年率14.5%(年365日日割計算)		
団体信用生命保険	申込みご本人または連帯債務者が加入いただけます。連帯債務のご夫婦の場合はペア連生団信も申込み可能です(別途保険会社による審査があります)。 ※団体信用生命保険に加入いただくことにより、万一のことがあった場合は、住宅金融支援機構に支払われる保険金が債務に充当されるため、以後の【フラット35】の返済が不要となります。 ※健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35】は利用いただけます。	申込みご本人または連帯債務者のどちらかが加入いただけます(別途保険会社による審査があります)。 ※団体信用生命保険に加入いただくことにより、万一のことがあった場合は、当社に支払われる保険金が債務に充当されるため、以後の返済が不要となります。 ※健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合も利用いただけます。	加入できません。
火災保険	返済終了までの間、借入対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。 ※保険金額は借入額以上としていただきますが、借入額が取得対象住宅の評価額を超える場合は評価額とします。	返済終了までの間、借入対象となる住宅については、火災保険(損害保険会社等の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(保険期間は任意)。 ※保険金額は借入額以上としていただきますが、借入額が取得対象住宅の評価額を超える場合は評価額と同額とします。	
保証料・繰上返済手数料	保証料は必要ありません。 ※一部繰上返済できる金額(元金)は100万円以上で、返済する日は毎月の返済日です。 (住My Noteを利用する場合は、一部繰上返済できる金額は10万円以上です。)	保証料は必要ありません。 (1)一部繰上返済手数料:5,000円+消費税 ※最低金額は30万円以上からとなります。 (2)全額繰上返済手数料:10,000円+消費税	保証料は必要ありません。 全額繰上返済は可能ですが、一部繰上返済はできません。
融資手数料・物件検査手数料	①融資額の2.0%+消費税 ②物件検査手数料:物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者によって異なります。	融資額の1.0%+消費税 (最低手数料:50,000円+消費税)	Aタイプ:100,000円+消費税 Bタイプ:140,000円+消費税 ※第1回目の「つなぎ資金」の実行金から差し引きによる一括返済となります。
実質年率	15.0%以内		
住宅融資保険	住宅金融支援機構の住宅融資保険に加入いただけます。保険料は当社負担です。		